

「車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程」(平成 28 年 4 月 1 日 規程第 30 号) 新旧対照表

令和 8 年 1 月 30 日改正

新	旧													
<p>車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程 (平成 28 年 4 月 1 日 規程第 30 号)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(試験成績書)</p> <p>第 2 条 研究所は、道路運送車両法（以下「法」という。）第 75 条第 1 項及び第 2 項、第 75 条の 2 第 1 項及び第 2 項又は第 75 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づき申請を行った者 <u>並びに先行受託試験契約を締結した者</u>（以下「製作者等」という。）からの依頼に応じて試験成績書を発行することができる。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 3 条 <u>本規程は法第 75 条第 1 項及び第 2 項、第 75 条の 2 第 1 項及び第 2 項又は第 75 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づき申請並びに先行受託試験契約試験の結果を基にして、試験成績書を発行又は再発行する場合に適用する。この場合において、再発行に係る取り扱いについては、別紙 1 から別紙 5 の審査及び過去に発行した試験成績書に限る。</u></p> <p>(試験成績書の発行依頼)</p> <p>第 4 条 試験成績書の発行を依頼する製作者等は、様式 1 による依頼書を型式ごとに自動車認証審査部に提出するものとする。</p> <p><u>2 試験成績書を依頼者の用意する様式で発行することを希望する場合は、試験成績書の記載方法及び研究所の署名欄を明らかにした様式（審査事務規定及び協定規則に基づく試験成績書の様式等に関する規定（令和 4 年 5 月 30 日自交審第 215 号）で定める様式の場合を除く。）を提出すること。この場合において日本語及び英語並びに保安基準で使用されている記号及び単位以外の記載されている場合はこれを翻訳して説明した書面も併せて提出すること。</u></p> <p>(試験成績書発行手数料)</p> <p>第 5 条 試験成績書の発行を依頼する製作者等は、以下の発行手数料を納付するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th colspan="2">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><u>試験成績書を再発行する場合</u></td> <td><u>左記以外の場合</u></td> </tr> <tr> <td>件</td> <td><u>31,200 円</u></td> <td><u>213,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(試験成績書の発行)</p> <p>第 6 条 研究所は、発行依頼のあった審査の結果について、<u>次</u>に定める様式により試験</p>	単位	単価			<u>試験成績書を再発行する場合</u>	<u>左記以外の場合</u>	件	<u>31,200 円</u>	<u>213,000 円</u>	<p>車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程 (平成 28 年 4 月 1 日 規程第 30 号)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(試験成績書)</p> <p>第 2 条 研究所は、道路運送車両法（以下「法」という。）第 75 条第 1 項及び第 2 項、第 75 条の 2 第 1 項及び第 2 項又は第 75 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づき申請を行った者（以下「製作者等」という。）からの依頼に応じて試験成績書を発行することができる。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 3 条 前条及び第 4 条から第 6 条までの規定は、別紙 1 から別紙 5 の審査について適用する。</p> <p>(試験成績書の発行依頼)</p> <p>第 4 条 試験成績書の発行を依頼する製作者等は、様式 1 による依頼書を型式ごとに自動車認証審査部に提出するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(試験成績書発行手数料)</p> <p>第 5 条 試験成績書の発行を依頼する製作者等は、以下の発行手数料を納付するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td><u>31,200 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(試験成績書の発行)</p> <p>第 6 条 研究所は、発行依頼のあった審査の結果について、<u>別</u>に定める様式により、試験</p>	単位	単価	件	<u>31,200 円</u>
単位	単価													
	<u>試験成績書を再発行する場合</u>	<u>左記以外の場合</u>												
件	<u>31,200 円</u>	<u>213,000 円</u>												
単位	単価													
件	<u>31,200 円</u>													

新	旧																																																					
<p>成績書を発行するものとする。</p> <p>(1) 研究所が別に定める様式。</p> <p>(2) 依頼者の用意する様式。依頼者が翻訳を提出した場合に限り、様式中に日本語、英語並びに保安基準で使用されている記号及び単位以外の言語等の記載を認める。</p>	<p>成績書を発行するものとする。</p>																																																					
<p><u>(試験成績書の無効)</u></p> <p><u>第7条 詐偽その他不正の手段又は試験結果を誤認させる翻訳の提出により試験成績書を取得した場合、研究所は試験成績書を無効とすることができます。</u></p> <p><u>2 研究所は、前項により試験成績書を無効とした場合、その事由を提供及び開示することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>																																																					
<p>様式 1 (略)</p> <p>独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所 自動車認証審査部長 殿</p> <p>年 月 日 株式会社 部 課</p> <p>(役職) (氏名)</p> <p>車両・装置型式指定試験成績書発行依頼書</p>	<p>様式 1 (略)</p> <p>独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所 自動車認証審査部長 殿</p> <p>年 月 日 株式会社 部 課</p> <p>(役職) (氏名)</p> <p>車両・装置型式指定試験成績書発行依頼書</p>																																																					
<p>下記の「型式指定試験成績書」の発行をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">申請者の氏名又は名称</td> <td style="width: 33%;"> </td> <td style="width: 33%;"> </td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">依頼の種類</td> <td>装置型式指定</td> <td>指定装置の種類</td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>先行受託試験</u></td> <td>PACT 番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">型式※1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">指定番号※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">型式指定申請※1</td> <td>決裁番号</td> <td>国自審第 号</td> </tr> <tr> <td>決裁日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	申請者の氏名又は名称			申請者の住所			名称			依頼の種類	装置型式指定	指定装置の種類	車両		<u>先行受託試験</u>		PACT 番号	型式※1			指定番号※1			型式指定申請※1	決裁番号	国自審第 号	決裁日	年 月 日	<p>下記の「型式指定試験成績書」の発行をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">申請者の氏名又は名称</td> <td style="width: 33%;"> </td> <td style="width: 33%;"> </td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">依頼の種類</td> <td>装置型式指定</td> <td>指定装置の種類</td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">型式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">指定番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">型式指定申請</td> <td>決裁番号</td> <td>国自審第 号</td> </tr> <tr> <td>決裁日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	申請者の氏名又は名称			申請者の住所			名称			依頼の種類	装置型式指定	指定装置の種類	車両		型式			指定番号			型式指定申請	決裁番号	国自審第 号	決裁日	年 月 日
申請者の氏名又は名称																																																						
申請者の住所																																																						
名称																																																						
依頼の種類	装置型式指定	指定装置の種類																																																				
	車両																																																					
<u>先行受託試験</u>		PACT 番号																																																				
型式※1																																																						
指定番号※1																																																						
型式指定申請※1	決裁番号	国自審第 号																																																				
	決裁日	年 月 日																																																				
申請者の氏名又は名称																																																						
申請者の住所																																																						
名称																																																						
依頼の種類	装置型式指定	指定装置の種類																																																				
	車両																																																					
型式																																																						
指定番号																																																						
型式指定申請	決裁番号	国自審第 号																																																				
	決裁日	年 月 日																																																				

新			旧			
変更承認申請※1	変更承認番号		変更承認申請	変更承認番号		
	決裁番号	国自審第 号		決裁番号	国自審第 号	
	決裁日	年 月 日		決裁日	年 月 日	
試験法			試験法			
審査実施方法		<input type="checkbox"/> 認証審査部立会 <input type="checkbox"/> 社内データ提出	審査実施方法			
試験日（審査部立会試験の場合記入）		年 月 日～ 年 月 日	試験日（審査部立会試験の場合記入）			
対象車両型式[類別]			対象車両型式[類別]			
提出先			提出先			
目的			目的			
担当者連絡先	TEL :		担当者連絡先	TEL :		
	FAX :			FAX :		
	E-mail :			E-mail :		
	(氏名)			(氏名)		
備考		(認証審査部立会試験の場合、その REF NO. を記入)	備考			

※1 依頼の種類が先行受託試験の場合は記載不要

別紙 1～2 (略)

別紙 3

法第 75 条の 3 第 3 項に基づく保安基準適合性審査

No.	審査項目
1～73	(略)
<u>74</u>	<u>協定規則第 126 号仕切り装置試験</u>
<u>75</u>	協定規則第 127 号歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置
<u>76</u>	協定規則第 129 号改良型年少者補助乗車装置
<u>77</u>	協定規則第 130 号車線逸脱警報装置試験
<u>78</u>	協定規則第 131 号衝突被害軽減制動制御装置試験
<u>79</u>	協定規則第 134 号燃料タンク取付装置
<u>80</u>	協定規則第 135 号ポールとの側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置
<u>81</u>	協定規則第 136 号電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験

No.	審査項目
1～73	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>74</u>	協定規則第 127 号歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置
<u>75</u>	協定規則第 129 号改良型年少者補助乗車装置
<u>76</u>	協定規則第 130 号車線逸脱警報装置試験
<u>77</u>	協定規則第 131 号衝突被害軽減制動制御装置試験
<u>78</u>	協定規則第 134 号燃料タンク取付装置
<u>79</u>	協定規則第 135 号ポールとの側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置
<u>80</u>	協定規則第 136 号電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験

新		旧	
<u>82</u>	協定規則第 137 号フルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	<u>81</u>	協定規則第 137 号フルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置
<u>83</u>	協定規則第 138 号車両接近通報装置	<u>82</u>	協定規則第 138 号車両接近通報装置
<u>84</u>	協定規則第 139 号ブレーキアシストシステム	<u>83</u>	協定規則第 139 号ブレーキアシストシステム
<u>85</u>	協定規則第 140 号横滑り防止装置	<u>84</u>	協定規則第 140 号横滑り防止装置
<u>86</u>	協定規則第 141 号タイヤ空気圧監視装置	<u>85</u>	協定規則第 141 号タイヤ空気圧監視装置
<u>87</u>	協定規則第 142 号タイヤ取付	<u>86</u>	協定規則第 142 号タイヤ取付
<u>88</u>	協定規則第 144 号事故自動緊急通報装置	<u>87</u>	協定規則第 144 号事故自動緊急通報装置
<u>89</u>	協定規則第 145 号年少者用補助乗車装置取付具	<u>88</u>	協定規則第 145 号年少者用補助乗車装置取付具
<u>90</u>	協定規則第 146 号圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験	<u>89</u>	協定規則第 146 号圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験
<u>91</u>	協定規則第 148 号灯火器単品	<u>90</u>	協定規則第 148 号灯火器単品
<u>92</u>	協定規則第 149 号灯火器単品	<u>91</u>	協定規則第 149 号灯火器単品
<u>93</u>	協定規則第 150 号灯火器単品	<u>92</u>	協定規則第 150 号灯火器単品
<u>94</u>	協定規則第 151 号側方衝突警報装置	<u>93</u>	協定規則第 151 号側方衝突警報装置
<u>95</u>	協定規則第 152 号乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置	<u>94</u>	協定規則第 152 号乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置
<u>96</u>	協定規則第 153 号後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	<u>95</u>	協定規則第 153 号後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置
<u>97</u>	協定規則第 154 号軽・中量車排出ガス試験	<u>96</u>	協定規則第 154 号軽・中量車排出ガス試験
<u>98</u>	協定規則第 155 号サイバーセキュリティシステム	<u>97</u>	協定規則第 155 号サイバーセキュリティシステム
<u>99</u>	協定規則第 156 号プログラム等改変システム	<u>98</u>	協定規則第 156 号プログラム等改変システム
<u>100</u>	協定規則第 157 号自動車線維持システム試験	<u>99</u>	協定規則第 157 号自動車線維持システム試験
<u>101</u>	協定規則第 158 号後退時車両直後確認装置	<u>100</u>	協定規則第 158 号後退時車両直後確認装置
<u>102</u>	協定規則第 160 号事故情報記録装置	<u>101</u>	協定規則第 160 号事故情報記録装置
<u>103</u>	協定規則第 161 号施錠装置	<u>102</u>	協定規則第 161 号施錠装置
<u>104</u>	協定規則第 162 号イモビライザ	<u>103</u>	協定規則第 162 号イモビライザ
<u>105</u>	協定規則第 163 号盜難発生警報装置	<u>104</u>	協定規則第 163 号盜難発生警報装置
<u>106</u>	協定規則第 165 号車両後退通報装置の通報音発生装置試験	<u>105</u>	協定規則第 165 号車両後退通報装置の通報音発生装置試験
<u>107</u>	協定規則第 166 号直前直左右確認装置又は直前直左右確認装置の取付試験	<u>106</u>	協定規則第 166 号直前直左右確認装置又は直前直左右確認装置の取付試験
<u>108</u>	協定規則第 167 号直接視界に係る自動車の試験	<u>107</u>	協定規則第 167 号直接視界に係る自動車の試験
<u>109</u>	協定規則第 168 号路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験	<u>108</u>	協定規則第 168 号路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験

新		旧	
<u>110</u>	協定規則第 169 号事故情報計測・記録装置試験	<u>109</u>	協定規則第 169 号事故情報計測・記録装置試験
<u>111</u>	協定規則第 171 号運転支援システム試験	<u>110</u>	協定規則第 171 号運転支援システム試験
<u>112</u>	協定規則第 173 号座席ベルト試験	<u>111</u>	協定規則第 173 号座席ベルト試験
<u>113</u>	協定規則第 174 号シートベルトリマインダー試験	<u>112</u>	協定規則第 174 号シートベルトリマインダー試験
<u>114</u>	協定規則第 175 号ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）試験	<u>113</u>	協定規則第 175 号ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）試験
<u>115</u>	協定規則第 176 号視界アシスタント試験	<u>114</u>	協定規則第 176 号視界アシスタント試験
<u>116</u>	協定規則第 177 号システム出力測定法	<u>115</u>	協定規則第 177 号システム出力測定法
<u>117</u>	<u>協定規則第 178 号緊急車線維持装置試験</u>	(追加)	(追加)

別紙 4～5（略）

附則（令和 8 年 1 月 30 日規程第 33 号）

この規程は、令和 8 年 2 月 3 日から施行する。